

3 調査しない旨の通知をした事案

事案（1）事務処理上のミスについて

対象機関	総務部総務課オンブズパーソン事務局
苦情の趣旨	<p>オンブズパーソン事務局が苦情申立書を受理後、受理した旨の通知と苦情申立書の写しを申立者に郵送しなければならないところ、通知文だけ送付され、写しは同封されていなかった。責任感と緊張感をもって職務専念の義務を果たしてほしい。</p> <p>（苦情の趣旨及び理由は整理しました。）</p>
調査しない理由	<p>写しを同封しなかったことについて、この苦情申立書が提出される前にオンブズパーソン事務局に電話をいただいた際に事務局がその事実を知り、事務局長がお詫びするとともに、その後すぐにお詫びの文書と写しを送付したことを確認しました。</p> <p>本件は、事務処理上のミスであることが明白であることから、これ以上の調査は必要ないと判断し、上越市オンブズパーソン条例第12条第1項第4号の規定により調査をしないこととしました。</p> <p>なお、担当者及び事務局職員に対し、このような過ちを二度と繰り返さないよう、複数人で確認するなど緊張感をもって業務にあたるよう厳重に注意したことを申し添えます。</p>